

矢沢地域振興会令和2年度定期総会

提出議案

議案第1号 平成31年度（令和元年度）事業報告並びに
収支決算について

議案第2号 令和2年度事業計画並びに
収支予算について

議案第3号 令和2年度会費の額及び納入方法について

議案第4号 矢沢地域振興会規約一部改正について

議案第5号 役員承認について

議案第 1 号 平成 3 1 年度（令和元年度）事業報告並びに収支決算の承認 について

第 1 事業報告

（1）事業経過報告

年	月	日	摘 要
平 31	4	01	事務局員 3 名に辞令書交付
	4	01	矢沢地域振興会報「やまぼうし」第 68 号発行、順次毎月 2 回（1 月 1 日号を除く）、3 月 15 日号の第 90 号まで発行
	4	10	やさわこども広場（8 月及び 3 月を除き月 2 回水曜日に実施）
	4	13	定期総会（矢沢振興センター講堂） 【議 事】 ① 平成 30 年度事業報告並びに収支決算の承認について ② 平成 31 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ③ 平成 31 年度会費の額及び納入方法について ④ 矢沢地域振興会規約改正について
	4	24	第 1 回「自然探訪教室」（秋田県「刺巻湿原」、八津・鎌足地区「カタクリ群生の郷」）
令元	5	17	第 1 回役員会 【議 事】 ① 交付金事業の執行について ② 花巻市への統一要望項目の取りまとめについて
	5	24	第 40 期・明老大学開講式 2 月 20 日の閉講式迄毎月計 10 回開講
	6	01	季刊「やまぼうし」第 28 号発行
	7	02	交付金事業査定委員会
	7	11	第 2 回役員会 【議 事】 ① 交付金事業の執行について ② 花巻市への統一要望項目の取りまとめについて
	7	18	歴史講座（矢沢振興センター） 講演：「縄文遺跡群について～矢沢から北東北～」

			講師：花巻教育委員会主任専門員 酒井宗孝 氏
	7	22	第2回「自然探訪教室」(八幡平)
	7	22	伝統芸能振興事業部会会議 第12回矢沢伝統芸能伝承大会について
	7	31	夏休みこども講座(「食べて花まる」健康講座)
	8	5	コミュニティ会議生涯学習研修会(花巻市交流会館) 浅沼美紀子事務員出席
	8	23	文化財保存会義(矢沢振興センター・ワークショップ)
	8	28	歴史探訪講座(一戸町・御所野遺跡、二戸市・九戸城跡)
	9	01	季刊「やまぼうし」第29号発行
	9	12	矢沢地区地域リーダー研修会 (矢教振、自公連、矢振会共催：矢沢振興センター) 講演：「花巻と新渡戸家」 講師：花巻新渡戸記念館館長 嶽間澤 茂 氏
	9	20	伝統芸能伝承大会実行委員会
	9	30	ニュースポーツ推進事業部会会議
	10	03	第3回「自然探訪教室」(須川高原)
	10	16	「やさわの宝誕生お祝」(今年度の申請者は18人)
	11	08	花巻市への統一要望書提出 ① 矢沢小学校の改築について ② 「朝日橋・旧瀬川橋」への歩道橋架設について ③ 幸田地区内の県道東和花巻温泉線の 交通安全対策について
	11	09 10	矢沢地区文化祭(ステージ発表は10日のみ)
	11	11	市政懇談会(子育て支援・高齢化対策)
	11	17	第12回矢沢伝統芸能伝承大会

	11	29	コミュニティ会議生涯学習研修会（土沢振興センター） 佐藤寿子事務主任出席
	12	01	季刊「やまぼうし」第30号発行
	12	31	高齢者対策事業 75歳以上のひとり暮らしの方へ お節料理を贈呈（167世帯） （高松第三行政区ふるさと地域協議会よりゼリーの提供）
令2	1	10	冬休みこども講座（昔あそび・こびり作り体験）
	1	19	ニュースポーツ交流大会（シャフルボード・ディスクゲッター）
	1	23	高齢者介護予防事業（2月25日まで6回開催）
	2	21	伝承大会会計報告会
	2	27	花巻市職員による事務確認
	3	01	季刊「やまぼうし」第31号発行
	3	02	3月2日～3月31日（4月30日まで延長） 新型コロナウ イルス感染症への対応に伴う施設利用停止（矢沢振興センタ ー・矢沢地区社会体育館）

（2）地域づくり交付金事業の実施状況

別紙1「令和元年度事業実施額の内訳」のとおり。

（3）矢沢振興センター受託管理事業

花巻市の指定委託により、矢沢地域振興会が矢沢振興センター及び矢沢地区社会体育館の管理を行った。

第2 平成31年度（令和元年度）収支決算

1 一般会計収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	本年度決算額 B	増減 B-A	摘 要
1. 市交付金	11,600,000	11,600,000	0	花巻市地域づくり交付金
2. 会費	216,000	216,600	600	2,160 戸×100 円
3. 繰越金	241,318	241,318	0	前年度残額
4. 負担金	120,000	120,000	0	他団体事務負担
5. 雑収入	102,682	89,687	△12,995	印刷代、貯金利息他
6. 繰入	0	0	0	
計	12,280,000	12,267,605	△12,395	

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	本年度決算額 B	増減 B-A	摘 要
1. 事務的経費	2,910,000	2,799,828	△110,172	
(1) 役員報酬	840,000	840,000	0	会長 360,000 円 副会長（2 名） 480,000 円
(2) 役員手当	70,000	53,000	△17,000	
(3) 賃金	600,000	560,000	△40,000	事務局長の一部
(4) 会議費	100,000	97,700	△2,300	総会、役員会
(5) 需用費	1,220,000	1,209,638	△10,362	電気料・事務用品・通 信料・リース料・カウ ント料
(6) 備品購入費	80,000	39,490	△40,510	
2. 事業費	9,170,000	8,804,811	△365,189	
(1) 特定事業 部会事業	3,100,000	3,942,696	842,696	1 生涯学習 2 高齢者対策 3 子育て支援 4 伝統芸能振興 5 ニュー スポーツ推進 6 災害対策 7 地域情報
(2) 重点事業	900,000	753,549	△146,451	1 ふるさと観光 2 スポーツ振興 3 環境保全

(3) 一般事業	3,100,000	2,606,160	△493,840	1 防犯対策 2 交通安全対策 3 生活道路整備 4 教育振興対策
(4) その他ビジョンに示す事業	2,070,000	1,502,406	△567,594	公民館の設備整備 備品更新等
3. 雑費	100,000	299,378	199,378	(自主財源)
4. 予備費	100,000	0	△100,000	(自主財源)
5. 繰出	0	100,000	100,000	(自主財源)
計	12,280,000	12,004,017	△275,983	

次年度へ繰越 12,267,605 円—12,004,017=263,588 円

(3) 積立金収支 (自主財源) の部 (単位:円)

科 目		本年度 予算額 A	本年度 決算額 B	増 減 B-A	摘 要
期首積立金		965,000	965,000	0	国道改対協 215,381 円 その他 749,619 円
当 期 増 減	繰 出	0	0	0	
	繰 入	0	100,000	0	
期末積立金		965,000	1,065,000	0	1,065,000

(4) 交付金の使用状況

交付金は全額を事業費及び事務的経費に充当し、交付金繰越額はありません。
交付金の額を超過する部分は自主財源で対応しました。

交付金とその利息の合計額	11,600,061 円
事務的経費と事業費の合計	11,604,639 円

2 矢沢振興センター受託管理特別会計収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	本年度決算額 B	増 減 B-A	摘 要
1.管理委託料	5,226,000	5,226,000	0	花巻市より
2.雑 収 入	0	10	10	貯金利息
3.繰 入	0	0	0	
4.繰 越 金	378	378	0	
計	5,226,378	5,226,388	10	

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	本年度決算額 B	増 減 B-A	摘 要
1.人件費	4,405,000	4,305,517	△99,483	
(1)給与	3,615,000	3,615,400	400	事務局員 3 人分
(2)諸手当	200,000	97,680	△ 102,320	事務局員 1 人分
(3)賃金	240,000	240,000	0	管理
(4)福利厚生費	350,000	352,437	2,437	事務局員 2 人分
(5)その他	0	0	0	
2.運営費	821,378	920,495	99,117	
(1)消耗品費	20,000	30,117	10,117	
(2)燃料費	250,000	283,071	33,071	灯油
(3)光熱水費	50,000	41,563	△8,437	
(4)修繕費	100,000	182,820	82,820	襖の張替等
(5)通信費	110,000	110,535	535	電話代
(6)印刷製本費	0	0	0	
(7)委託料	280,000	207,520	△72,480	清掃・除雪費
(8)その他	11,378	64,869	53,491	
計	5,226,378	5,226,012	△366	

次年度繰越金 5,226,388 円—5,226,012 円=376 円

3 矢沢地区社会体育館受託管理特別会計収支決算書

(1) 収入の部

科 目	本年度予算額 A	本年度決算額 B	増減 B - A	摘 要
1 管理委託料	473,000	473,000	0	花巻市より
2 雑収入	0	0	0	
3 繰入	0	0	0	
4 繰越金	718	718	0	
計	473,718	473,718	0	

(2) 支出の部

科 目	本年度予算額 A	本年度決算額 B	増減 B - A	摘 要
1 管理費	332,000	304,540	△27,460	
(1) 賃金	32,000	32,000	0	管理
(2) 委託費	300,000	272,540	△27,460	管理・清掃
2 運営費	141,718	168,510	26,792	
(1) 消耗品	37,000	51,596	14,596	
(2) 燃料費	4,000	0	△4,000	
(3) 修繕費	60,000	80,000	20,000	卓球台
(4) その他	40,718	36,914	△3,804	輪投げ用具
計	473,718	473,050	668	

次年度繰越金 473,718 円 - 473,050 円 = 668 円

4 監 査 報 告

令和2年4月14日に関係書類を監査した結果適正に処理されていることを認めます。

令和2年4月18日

監 事 多 田 淳 悦 (印)

監 事 川 村 育 子 (印)

議案第2号 令和2年度事業計画並びに収支予算（案）について

第1 令和2年度事業計画（案）

基本方針

矢沢地域振興会は、矢沢地域ビジョンを積極的に活用しながら、幅広い地域住民の積極的な参画・協働による活発な地域づくり（生涯学習を含む）活動を行い、健康でこころ豊かな住みよい矢沢地域の実現に資する。

1. 地域づくり交付金事業

矢沢地域ビジョン「愛おしき矢沢」を活用し、特定事業部会で検討した事業、重点事業、一般事業及びその他矢沢地域ビジョンに示す事業の区分により、地区の要望を取り入れながら、活発に展開実施する。

（1）特定事業部会事業

- ① 生涯学習事業
- ② 高齢者対策事業
- ③ 子育て支援事業
- ④ 伝統芸能振興事業
- ⑤ ニュースポーツ推進事業
- ⑥ 災害対策事業
- ⑦ 地域情報事業

（2）重点事業

- ① ふるさと観光振興事業
- ② スポーツ振興事業
- ③ 環境保全活動事業

（3）一般事業

- ① 防犯対策事業
- ② 交通安全対策事業
- ③ 生活道路整備事業
- ④ 教育振興対策事業

（4）その他矢沢地域ビジョンに示す事業

2. 矢沢振興センター受託管理事業

花巻市の指定管理委託により、矢沢地域振興会が矢沢振興センター及び矢沢地区社会体育館の管理を行う。

3. 矢沢地域統一要望

矢沢地域ビジョンを活用しながら矢沢地域における諸課題を掘り起こし、その対策について、花巻市長に対し統一的に要望する。

第2 令和2年度収支予算（案）

1 一般会計収支予算（案）

（1）収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 A-B	摘 要
1.市交付金	11,600,000	11,600,000	0	
2.会 費	216,000	216,000	0	2,160戸×100円
3.繰 越 金	263,588	241,318	22,270	
4.負 担 金	120,000	120,000	0	他団体事務負担
5.雑 収 入	80,412	102,682	△22,270	印刷代、貯金利息他
6.繰 入	0	0	0	
計	12,280,000	12,280,000	0	

（2）支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 A-B	摘 要
1.事務的経費	2,900,000	2,910,000	△10,000	
(1)役員報酬	840,000	840,000	0	会長、副会長
(2)役員手当	70,000	70,000	0	
(3)賃 金	600,000	600,000	0	事務局長の一部
(4)会 議 費	100,000	100,000	0	
(5)需 用 費	1,220,000	1,220,000	0	電気料・事務用品・通信料・リース・カウント料
(6)備品購入費	70,000	80,000	△10,000	
2.事 業 費	9,180,000	9,170,000	10,000	
(1) 特定事業 部会事業	3,180,000	3,100,000	80,000	1 生涯学習事業 2 高齢者対策事業 3 子育て支援事業 4 伝統芸能振興事業 5 ニュースポーツ 推進事業 6 災害対策事業 7 地域情報事業
(2) 重点事業	900,000	900,000	0	1 ふるさと観光振興事業 2 スポーツ振興事業 3 環境保全活動事業
(3) 一般事業	3,000,000	3,100,000	△100,000	1 防犯対策事業 2 交通安全対策事業 3 生活道路整備事業 4 教育振興対策事業

(4) その他ビジョ ンに示す事業	2,100,000	2,070,000	30,000	公民館事業等
3.雑 費	100,000	100,000	0	(自主財源)
4.予 備 費	100,000	100,000	0	(自主財源)
5.繰 出	0	0	0	(自主財源)
計	12,280,000	12,280,000	0	

(3) 積立金収支 (自主財源) の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 A-B	摘 要
期首積立金	1,065,000	965,000	100,000	国道改対協 215,381 円 その他 849,619 円
当 期				
増 減				
繰出	0	0	0	
繰入	0	0	0	
期末積立金	1,065,000	965,000	100,000	

2 矢沢振興センター受託管理特別会計収支予算（案）

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 A-B	摘 要
1.指定管理料	5,243,000	5,226,000	17,000	花巻市より
2.雑収入	0	0		
3.繰入	0	0		
4.繰越金	376	378	△2	
収入合計	5,243,376	5,226,378	16,998	

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 A-B	摘 要
1.人件費	4,315,000	4,405,000	△90,000	
(1)給与	3,615,000	3,615,000	0	事務局員 3 人分
(2)諸手当	100,000	200,000	△100,000	事務局員 1 人分
(3)賃金	240,000	240,000	0	管理
(4)福利厚生費	360,000	350,000	10,000	事務局員 2 人分
(5)その他	0	0	0	
科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 A-B	摘 要
2.運営費	928,376	821,378	106,998	
(1)消耗品費	50,000	20,000	30,000	
(2)燃料費	300,000	250,000	50,000	灯油代
(3)光熱水費	50,000	50,000	0	ガス代
(4)修繕費	100,000	100,000	0	
(5)通信費	120,000	110,000	10,000	電話料金
(6)印刷製本費	0	0	0	
(7)委託料	280,000	280,000	0	清掃、除雪費
(8)その他	28,376	11,378	16,998	
支出合計	5,243,376	5,226,378	16,998	

3 矢沢地区社会体育館受託管理特別会計収支予算（案）

（1）収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 A－B	摘 要
1.指定管理料	482,000	473,000	9,000	花巻市より
2.雑収入	0	0	0	
3.繰入金	0	0	0	
4.繰越金	668	718	△50	
収入合計	482,668	473,718	8,950	

（2）支出の部

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 A－B	摘 要
1. 管理費	332,000	332,000	0	
（1）賃金	32,000	32,000	0	管理事務
（2）委託料	300,000	300,000	0	管理・清掃
2. 運営費	150,668	141,718	8,950	
（1）消耗品費	40,000	37,000	3,000	
（2）燃料費	0	4,000	△4,000	
（3）修繕費	100,000	60,000	40,000	
（4）その他	10,668	40,718	△30,050	
支出合計	482,668	473,718	8,950	

議案第 3 号 令和 2 年度会費の額及び納入方法について

- 1 会費の額 1 戸 1 0 0 円
- 2 納入方法
別紙「各種団体会費一括納入表」記載のとおり
- 3 納入期限 令和 2 年 6 月 3 0 日 (火)

議案第 4 号 矢沢地域振興会規約一部改正について

◎ 矢沢地域振興会規約一部改正案提出の理由

矢沢地域振興会規約（役員及び代議員）第 5 条 1 項では、「本会に、役員として 1 8 人以上 2 2 人以内及び監事 2 人を置くものとする。」とあります。この規約のように監事 2 人とすると、仮に 1 人の監事に不都合が生じた場合には、監事 1 人で監査等の業務に当たることとなり、業務遂行上問題が生ずる。また、監事 3 人体制をとっている団体もある。これらの点を考慮し、現規約の監事 2 人を監事 3 人とするよう規約改正を提案する。

◎ 矢沢地域振興会規約一部改正事項

新旧対照表

旧	新
(役員及び代議員) 第 5 条 本会に、役員として理事 1 8 人以上 2 2 人以内及び監事 2 人を置くものとする。	(役員及び代議員) 第 5 条 本会に、役員として理事 1 8 人以上 2 2 人以内及び監事 3 人を置くものとする。

矢 沢 地 域 振 興 会 規 約

(目 的)

第1条 この会は、地区ビジョン「愛おしき矢沢」の実現を目指して、住民参加のもと活発な地域活動を行い、健康で豊かな住みよい地域づくりに資することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、矢沢地域振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は、矢沢振興センター内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、その目的の実現に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉の向上に関する事
- (2) 環境衛生に関する事
- (3) 生活道路等土木環境整備に関する事
- (4) 交通安全に関する事
- (5) 防犯に関する事
- (6) 教育、文化の振興に関する事
- (7) 体育の振興に関する事
- (8) 農林業の振興に関する事
- (9) 商工観光の振興に関する事
- (10) その他本会の目的達成に資する事業

2 本会は、花巻市の矢沢振興センター及び矢沢地区社会体育館指定管理業務を受託実施するものとする。

(役員及び代議員)

第5条 本会に、役員として理事18人以上22人以内及び**監事3人**を置くものとする。

(別表1「矢沢地域振興会役職員名簿」)

2 役員は、矢沢地区内の行政区長、主要な団体等の代表者及び学識経験者の内から、役員会において選出する。ただし、その選任に当たっては、総会の承認を得なければならない。

3 本会に、顧問若干名を置くことができる。顧問は、会長が委嘱する。

第6条 本会に、代議員を置き、総会を構成する。(別表2「矢沢地域振興会代議員名簿」)

2 代議員数は28人以上32人以内とし、矢沢地区内の主要な団体等（理事就任団体等は除く）からの推薦及び各行政区内の自治会等から次の人数により推薦あったものを代

議員とする。

- | | | | |
|-------------|----|---------------|----|
| (1) 矢沢行政区 | 3人 | (2) 幸田行政区 | 1人 |
| (3) 高松第一行政区 | 1人 | (4) 高松第二行政区 | 2人 |
| (5) 高松第三行政区 | 1人 | (6) 高木第一行政区 | 2人 |
| (7) 高木第二行政区 | 4人 | (8) 高木第三行政区 | 4人 |
| (9) 高木小路行政区 | 3人 | (10) 東十二丁目行政区 | 3人 |

第7条 役員の任期は2年とし、その任期の満了日は、任期2年を経過する日の直近の定期総会開催日とする。ただし、補欠として選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

2 代議員の任期は2年とし、その任期の満了日は、任期2年を経過する年度末(3月末日)とする。ただし、補欠として選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(役職及び部局)

第8条 本会に、理事の互選により、次の役職を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部局担当理事 各部局1名以上

第9条 本会に設置する部局及びその所管する業務は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画部 総務企画及び他に属さない事項に関する事
- (2) 地域福祉部 地域福祉、民生児童に関する事
- (3) 女性部 女性及び地域婦人会等に関する事
- (4) 環境衛生部 環境公害、公衆衛生に関する事
- (5) 土木環境部 道路等の環境改善に関する事
- (6) 防犯部 防犯に関する事
- (7) 交通安全部 交通安全に関する事
- (8) 教育振興部 教育・文化の振興に関する事
- (9) 体育振興部 体育の振興に関する事
- (10) 農林振興部 農林業の振興に関する事
- (11) 商工観光部 商工観光の振興に関する事
- (12) 事務局 庶務、会計に関する事

2 本会は、特定の事業を適切かつ継続的に実施するため、特定事業部会(〇〇事業チーム)を設置することができる。

特定事業部会の要員は、本会役員のほか部外から募ることができるものとする。

3 本会の部局及び特定事業部会の設置要綱は、必要に応じて別に定める。

(役職員の職務)

第10条 役職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときこれを代理する。
- (3) 部局担当理事は、所管する業務に係る企画立案及び業務執行の担当責任者となる。
- (4) 事務局に事務局長を置くことができる。
事務局長は、事務局担当理事の命により、事務局の事務を執行する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査し、役員会において報告指導するほか、総会においてこれを報告する。
- (6) 顧問は、本会に対し助言指導支援を行う。

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

総会は、定期（年1回・4月）に開催するほか、臨時に開催できる。

役員会は、随時に開催する。

- 2 会議は、会長が召集する。
- 3 総会の議長は、その都度出席した代議員の中から選出する。
役員会の議長は、会長が行う。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会議の付議事項)

第12条 総会に付議する事項は、次のとおりである。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業実績及び決算の承認に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) 役員承認に関すること
- (5) その他重要な事項

第13条 役員会は、本会の執行機関であり、その付議するべき主な事項は、次のとおりである。

- (1) 総会に付議する事項に関すること
- (2) 総会で議決するまでの間に必要となる経常的かつ最低限の暫定予算に関すること
- (3) 予算の軽微な補正に関すること
- (4) 本会規約に基づき策定する規定等に関すること
- (5) 重要な業務の執行に関すること
- (6) その他必要な事項

(会 計)

第14条 本会の経費は、市交付金、会費及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補 則)

第15条 本規約のほか、本会の運営上必要な事項は、役員会において別に定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成19年4月14日から施行する。
- 2 平成19年度の役員及び代議員の任期は、第7条の規定に関わらず、1年とする。
- 3 矢沢地域振興協議会規約（昭和60年1月14日施行）は、平成19年4月14日に廃止する。
- 4 この規約は、平成20年5月10日に一部改正し、施行する。
- 5 この規約は、平成23年1月17日に一部改正し、施行する。
- 6 この規約は、平成24年4月14日に一部改正施行し、改正後の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 7 この規約は、平成28年4月16日に一部改正施行し、改正後の規約は、平成28年4月1日から適用する。
- 8 この規約は、平成31年4月13日から施行する。
- 9 この規約は、令和2年4月18日から施行する。

矢 沢 地 域 振 興 会 運 営 細 則

第 1 趣旨

この細則は、矢沢地域振興会規約第 15 条に基づき、矢沢地域振興会（以下、「矢振会」という。）の運営に必要な事項を定める。

第 2 規約第 6 条第 2 項関係

1 代議員の推薦

矢沢地域振興会規約第 6 条第 2 項に基づき代議員を推薦する場合は、次に掲げる様式により行うものとする。

(1) 矢沢地域振興会代議員(補欠)推薦届(様式第 1 号)

第 3 規約第 8 条、9 条及び 10 条関係

1 辞令書の交付

役職員の任命にあたって辞令書の交付が必要な場合は、花巻市の例による。

2 報酬、賃金

(1) 会長、副会長及び事務局担当理事に予算の範囲内で報酬を支給するものとする。

(2) 事務局長(専任)及び事務員に予算の範囲内で給与又は賃金を支給するものとする。

3 日当、手当

(1) 役員及び特定事業部会要員(報酬、賃金の受給者を除く。)が会議等
に出席した場合、日当(1回1,000円)を支給することがある。

(2) 事務局事務員があらかじめ命令された勤務時間を超えて勤務した場合、超過勤務
手当(1時間800円)を支給するものとする。

(3) 事務局事務員に通勤手当などその他の手当の支給を要する場合は、花巻市の臨時
職員の例による。

4 就業時間等

事務局事務員の勤務を要する日及びその勤務時間帯は、会長の命ずるところによる。

5 服務規律及び福利厚生

(1) 事務局事務員に係る服務規律及び福利厚生は、花巻市の臨時職員の例による。

第 4 規約第 11 条関係

1 総会成立要件

総会は、代議員の出席者が定数の 3 分の 2 以上であることを成立要件とする。

なお、委任状による出席は妨げない。

第 5 第 14 条関係

1 市交付金交付申請等事務

市交付金の交付に係る事務は、「花巻市地域づくり交付金交付要綱(平成 19 年花巻市告示第 125)」に基づき行う。

第 6 第 15 条関係

1 事業採択

矢振会は、矢沢地域ビジョン「愛おしき矢沢」の実現を目指し事業を実施するものであり、本会の自主的な企画立案による事業並びに行政区及び団体等から採択申請のあった事業を勘案し実施するものとする。

事業採択申請は、次に掲げる様式により行うものとする。

(1) 矢沢地域振興会地域づくり事業採択申請書（様式第2号）

2 事業種別

矢振会の事業の種別は、矢振会が直接実施する事業（直轄事業）、矢振会が他に委託して実施する事業（委託事業）及び他団体等が事業主体となって実施する事業（補助事業）とする。

3 補助事業の補助率

補助事業の補助金の助成率は、原則として次のとおりとする。

(1) 花巻市に同様の補助金助成制度がある場合、その制度及び補助率を準用する。

(2) 前号以外の補助事業の補助率は3分の2を標準とし、事業の重要性、予算の状況及び事業主体の状況を勘案して定めるものとする。

ただし自治公民館の備品取得事業補助率については2分の1以内とする。

4 事務処理要領

矢振会の事務処理の要領は、次に掲げるものなど別に定めのあるものを除き、花巻市の財務会計諸規定などの必要な諸基準を準用するものとする。

(1) 矢沢地域振興会起案用紙（様式第3号）

(2) 矢沢地域振興会地域づくり事業の実施及び交付金充当予定額の決定について（様式第4号）

(3) 矢沢地域振興会地域づくり事業交付（補助）金請求書（様式第5号）

(4) 矢沢地域振興会地域づくり事業完了確認書（様式第6号）

事業の完了を書類などで証することが困難な場合、矢振会役職員が現場で事業の完了を確認するものとする。

(5) 収入伺書（収入伝票）（様式第7号）

(6) 支出伺書（支出伝票）（様式第8号）

(7) 矢沢地域振興会財産管理簿（様式第9号）

(8) 自家用車使用届出簿(様式第10号)

(附 則)

1 この細則は、矢沢地域振興会運営細則（平成19年5月14日）を全部改正し、平成23年4月1日から施行する。

2 矢沢地域振興会運営細則（平成19年5月14日）は、平成23年3月31日に廃止する。

3 この規定は、平成27年4月1日から施行する。

4 この規定は、平成28年4月1日から施行する。